

千葉市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成25年11月29日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 千葉市監査委員 | 宮 | 下 | 公 | 夫 |
| 同       | 宮 | 原 | 清 | 貴 |
| 同       | 黒 | 宮 |   | 昇 |
| 同       | 石 | 橋 |   | 毅 |

25千総業第656号

平成25年11月14日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様  
同 宮原 清貴 様  
同 黒宮 昇 様  
同 石橋 毅 様

千葉市長 熊谷 俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成20年度及び平成21年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成20年度包括外部監査

監査のテーマ：

公の施設の管理及び指定管理者制度に係る財務事務の執行について（指定管理者の財務事務を含む）

第4節 指定管理者制度を導入していない公の施設（直営）

第2 公民館

| 監査の結果（指摘事項）   | 講じた措置  |
|---|--|
| <p>1 施設利用の予約方法について（報告書P200）</p> <p>公民館施設の利用申し込み方法は、各館が所管する地域の特性等を含めて、各館の判断により異なっているが、現在多くの施設で先着順となっている。コミュニティセンターでも指摘しているとおり、先着順であると、公民館施設常設サークル等が中心となり、特定のサークル等の利用が優先される事態を招きがちである。市民サービスの公平性の観点から、くじ引きなどにより利用者の公平性を確保する申し込み方法の工夫を施していくことが適当である。</p> | <p>公民館の利用申し込み方法については、公民館の重要な役割の一つである社会教育団体育成の観点から優先利用を認める団体の基準を明確にしたうえで、公平性を確保するため、平成25年10月からのインターネット予約システムを導入し、抽選による申込みを開始した。</p> |

## 平成21年度包括外部監査

### 監査のテーマ：滞納債権に関する財務事務の執行について

#### 第1章 総論

##### 第3 自治体の管理する債権

| 監査の結果（指摘事項）   | 講じた措置   |
|---|---|
| <p data-bbox="199 383 783 459"><b>（1）債権放棄と不納欠損処理の関係について（報告書P14）</b></p> <p data-bbox="156 472 794 817">地方自治法第96条第10号によれば、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄する」ためには、予め議会の議決を経なければならないとされている。このため、時効により自動的に消滅することのない私債権においては、議会の議決を経るか、別に条例（私債権に関する管理条例等）で定めない限り債権放棄ができないことになる。</p> <p data-bbox="156 831 794 1131">今回の包括外部監査で監査の対象とした住宅使用料は原則として「私債権」に該当するが、市は一律に不納欠損処理を行い議会の承認を得るのみであり、私債権に関する上記処理がなされていない。そもそも、不納欠損処理は、財務会計上の処理に過ぎず、これをもって債権放棄という法的効果をもたらすものではない。</p> <p data-bbox="156 1144 794 1265">現行制度上は、少なくとも不納欠損処理に先立ち、私債権の債権放棄について、決算期までに議会の議決を経る必要がある。</p> | <p data-bbox="821 472 1436 772">債権放棄と不納欠損処理の関係については、平成24年4月1日に千葉市債権管理条例を施行し、これまで債権の放棄に関して議会の議決を要していた債権についても、同条例第7条で議会の議決を経ずに債権を放棄することができることとし、債権の消滅により不納欠損処理を行うこととした。</p> <p data-bbox="821 786 1436 952">住宅使用料については、平成25年3月に債権放棄の手続き及び不納欠損処理を行い、同条例第8条の規定に基づき、平成25年9月に議会へ債権放棄の報告をした。</p> |

#### 第2章 各論

##### 第5 住宅使用料

| 監査の結果（指摘事項）   | 講じた措置   |
|---|---|
| <p data-bbox="172 1462 710 1496"><b>（3）不納欠損処理について（報告書P135）</b></p> <p data-bbox="156 1509 794 1944">住宅家賃は民法第169条（定期給付債権）により、5年間の消滅時効となるが、私債権であることから相手方の時効の援用がない場合には債権は消滅せず、地方自治法第96条第1項に規定されている議会の議決を経て、市として権利を放棄することとなる。この点においてたとえ退去者であっても、時効の援用や権利の放棄の議決なく不納欠損処分により債権を消滅させる処理には問題があるといえる。私債権管理規程を定め、適切な措置を講ずることが望まれる。</p> | <p data-bbox="821 1509 1436 1809">債権放棄と不納欠損処理の関係については、平成24年4月1日に千葉市債権管理条例を施行し、これまで債権の放棄に関して議会の議決を要していた債権についても、同条例第7条で議会の議決を経ずに債権を放棄することができることとし、債権の消滅により不納欠損処理を行うこととした。</p> <p data-bbox="821 1823 1436 1989">住宅使用料については、平成25年3月に債権放棄の手続き及び不納欠損処理を行い、同条例第8条の規定に基づき、平成25年9月に議会へ債権放棄の報告をした。</p> |